

木津川河川敷の大坂城残石

高橋 美久二（館長補佐兼資料課長）

1. はじめに

1989年10月26日、山城ライオンズクラブの尽力で、相楽郡加茂町大野の木津川河川敷にあった大坂城再築の残石が当館の前庭に運び込まれて、展示に供することができるようになった。この巨大な石材は、現在散材する河原の上の大野山から切り出した花崗岩で、大坂城の再築に使用するために備蓄されていたものが、現在も木津川の中に残されていたものである。河川敷にあるときはそれほど大きく見えなかった石も、資料館の庭に置いて見ると巨大なものである。この巨石を見て、時

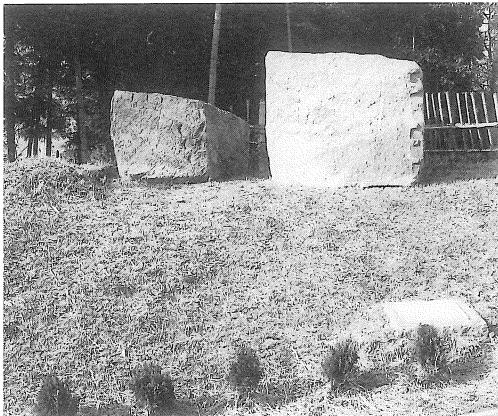
の権力者が力を誇示するように築城した、壮大な情景を想像することができる。また、このような巨石を何万、何千個も切りだし、大阪まで運搬し、さらに石垣として積み上げるために動員された多くの庶民の労苦を思いをめぐらすこともできる。さらに、当館の下を流れる木津川でこの巨石を運搬した当時の水運の盛んであった様子を想像することもできる。いずれにしても、この巨石が、当館の展示資料のひとつとして、先人の知恵と苦労を学びとる生きた教材となることは間違いない。この巨石を運搬して展示することは、当館の開館以来の念願であった。それがはからずも、



第1図 大坂城残石所在地

▲ 現在所在する場所、△ 元和9年(1623)に所在した場所(推定)、★ 現在大坂城残石を運んでいる所

1. 大野浜(宮の下浜)、2. 法花寺下浜、3. 神童寺坂下、4. 狛の上、5. 木津、
6. 鹿背山口、7. 開キ浜(祝園)、8. 山城郷土資料館、9. 加茂町役場、10. 常念寺



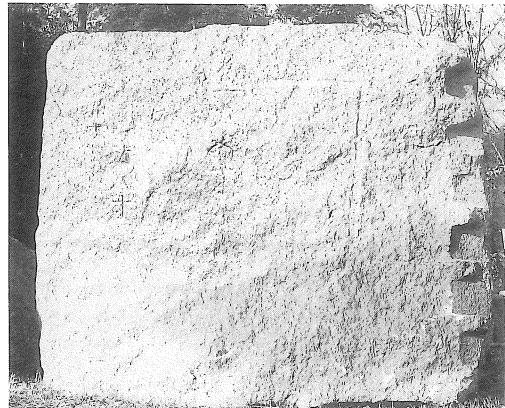
第2図 資料館に展示された大坂城残石

山城ライオンズクラブの万葉歌碑建立の事業^(註1)に付随する事業として実現できたことは、当館にとって何ともうれしいことであった。南山城の歴史を飾る貴重な資料として後代に伝えたい。

そこで、当館に運ばれて展示された石材の観察報告と、南山城にある大坂城残石の現状を報告し、あわせてその歴史的な背景を探ってみたい。その前に、この残石についての先人の研究のあとをみてみよう。

大野浜の大坂城残石が注目されたのは、比較的新しく1975年11月のことであった。それは木津川に合流する赤田川の護岸改修工事によって、60個余りの石材がみつかったことによる。当時の新聞記事には、その巨大な石材から「太閤さん」が連想され、「豊臣秀吉の^(註2)大坂城築城石」とか「方広寺の石垣石」とか報じられた。

これに対して、大阪の築城史研究会が大野浜の石材と大坂城の石垣の綿密な調査と検討により、それらの石材が徳川幕府による大坂城再築用の石材であり、藤堂藩採石の残石であることを明らかにした。さらに、「藤堂家が寛永元年（1624）に構築した石垣に使用されている石材と完全に一致する」ことまで明らかにされた。^(註4) そして、その石材の石切り場が大野浜の上の大野山にあることも明らかに



第3図 資料館大石（No. 15 石材）の正面小口

された。

その後、地元の郷土史家東清二氏は大野浜の残石のある場所に程近い法華寺野の小嶋家の文書の中に『元和九年拾月七日賀茂残り石之帳』（以下『残石帳』と略す）があることをつきとめられた。これには、1623年当時木津川流域に点在した520個の石材の一点ずつの大きさが調べられて書き留められていた。さらに、「宮の下浜に409個、法花寺下浜に80個、神童子坂下に3個、狛の上に7個、木津に5個、鹿背山口に6個、祝園に10個」などと地点別の個数も書き上げられていた。最も数の多い「宮の下浜」が赤田川河口の大野浜に当たる。これをもとに、現地踏査された東氏は、それぞれを切り出した石切り場の跡も見つけ出したとのことである。

2. 残石の観察

当館に展示されることになった残石は、大小2個ある。その2個について詳細な観察の結果を述べ、その観察によって考えられた、石材の切り出し方法や、銘文の意味などにふれてみたい。

石材の説明に当たってその部分名称を、次のように表わしたい。残石のほとんどは角柱状の直方体である。そして、その小口（短側面）の一方は必ず、平滑に仕上げられかつそ

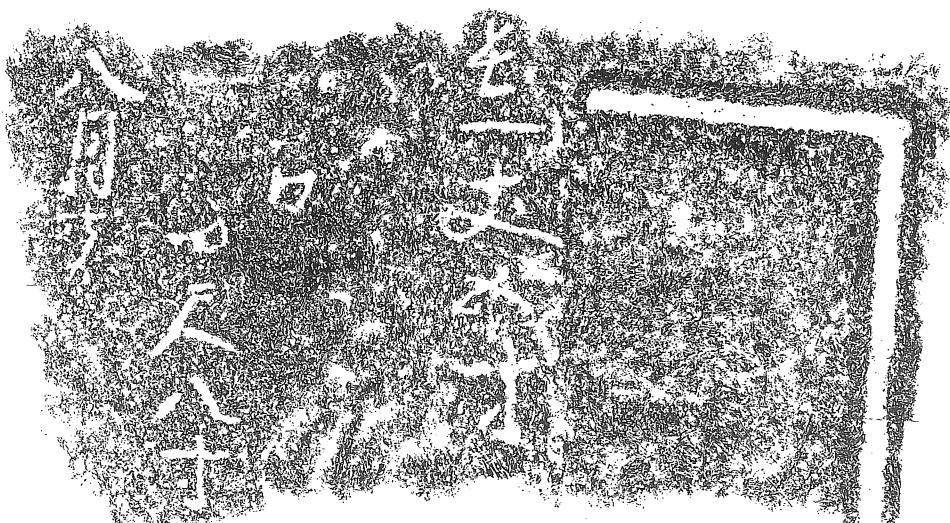
の面に寸法、日付、記号などの銘文が陰刻されて正面が意識されている。当初から、この面が将来石垣の表面として使用されることを前提にして加工されているのであろう。（当館でもこの面を通路側に向けて展示してある。）したがって、この面を「正面小口」、その反対側を「背面小口」、置かれている現状で正面に向かって右の側面を「右長側面」、左側を「左長側面」、上側を「上面」、下側を「底面」とする。また、矢穴は穿った方の面の口の長辺を「長さ」、短辺を「幅」、口からの奥行きを「深さ」と表現した。ただし、幅については失敗した矢穴でない限り、割られているために不明なことが多い。

(1) 大石（資料番号No15、築城史研究会資料番号52）

正面小口はやや横長の長方形で、右辺 133 cm、左辺 143 cm、上辺 168 cm、下辺 160 cm ある。正面のほとんどは、大割りしたままであまり平滑にするための調整が加えられていないが、下半部の一部に上下方向に二段のノミによる調整痕がある。右辺には、右長側面から穿たれた矢穴がほぼ等間隔で 7 個並ぶ。矢穴の大きさは長さ 12~14 cm、深さ 12~15 cm ある。左辺下半は、左長側面のほとんどが原石の表面

そのままを利用しているため、原石面のカーブを描く。左辺上半は原石面を叩いて直線的に整形している。これは下半部の原石面のカーブのままでは正面が方形を保てないための整形であろう。正面右半分には大きく「フ」の記号を刻む。この「曲尺」状の記号は「三」「丁」などとともに、藤堂藩の所属の石材であることを示すマークであるという。^(註6) 左半分には、「長一丈五寸／口／四尺八寸／八月廿日」の銘文が刻まれる。「長」は石材の長側面の石材の長さを表わす。「口」は正面小口の大きさを表わす。他の石材では口の下には二行に分ち書きして、小口の縦横の辺長を書くが、この場合は「四尺八寸」の右側の行は全く読めない、文字があったかどうかよくわからない。

この長さ 1 丈 5 寸、口の一辺 4 尺 8 寸の大きさから、『残石帳』に書かれた石材を搜すと、20 番の石の値しか合致するものがない。これに該当する石材であろう。そうすると小口のもう一辺の大きさは「五尺」となる。小口が横長であることから、「五尺」は現状での幅を、「四尺八寸」は現状での高さを表すものであろう。実測では幅が書かれている値よりやや大きく、高さではやや小さくなるが、



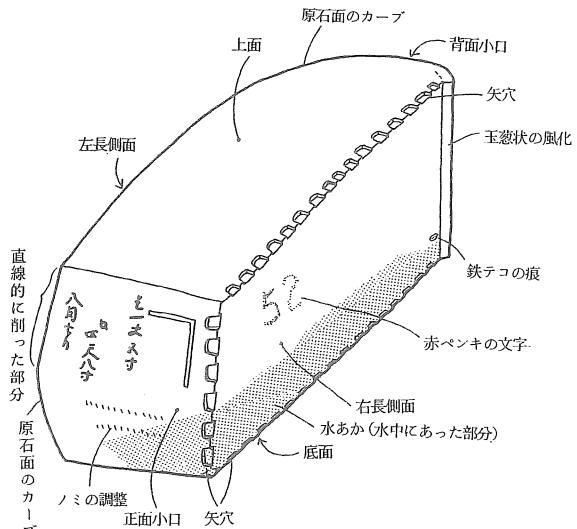
第4図 大石（No.15）銘文拓影（1／10）

誤差の範囲内の違いである。ここで注目されるのは、記号と文字の書き方、刻み方の違いである。記号の方は定規を当てて直線的に描き、彫刻の仕方も底を平に仕上げるのに対し、文字の方は曲線的で、彫刻も底の尖る薬研彫りによっている。しかも「長」、「丈」、「五」、「日」などの文字は慣れた筆使いによる草書風にくずしてあり、これは先に墨と筆で書いたものを石工がそのまま刻んだものとしか考えられない。そうすると、日付の「八月廿日」はこれを書き付けた日、すなわち寸法を測った日ということになる。このことは、記号と文字が別の時期に刻まれたことを表していることが考えられる。

上面は先細りの長方形を呈し、全長341cm、正面小口側の辺長168cm、背面小口側の辺長約77cmある。この面は割り面のままで、加工は加えられていない。右長側面側の辺には、右長側面側から穿たれた矢穴がほぼ等間隔で17個並ぶ。その大きさは長さ10~13.5cm、深さ7~14cmある。左長側面側の辺から背面小口側の辺にかけて原石面のままの大きいカーブを描く、そのため両辺の境は明確でない。左長側面と背面小口面はほとんどが原石面のままで、大きさも他の面との境界が明瞭でないところがあるって測れない。左長側面の正面小口側の辺の上部が前述のとおり、正面小口側からハツリ取られている。左長側面側に赤ペンキで大きく「52」の数字が書かれている。1975年にみつかった時に、築城史研究会によって調査された時の整理番号であろう。

右長側面は、正面小口側の辺長133cm、背面小口側の辺長114cm、上面側の辺長328cm、底面側の辺長320cmのやや台形状の長方形を呈する。この面のほとんどが割り面のままである。この面にも赤ペンキの「5□」の大きな字が書かれている。

前述のとおりこの面から穿たれた矢穴が正



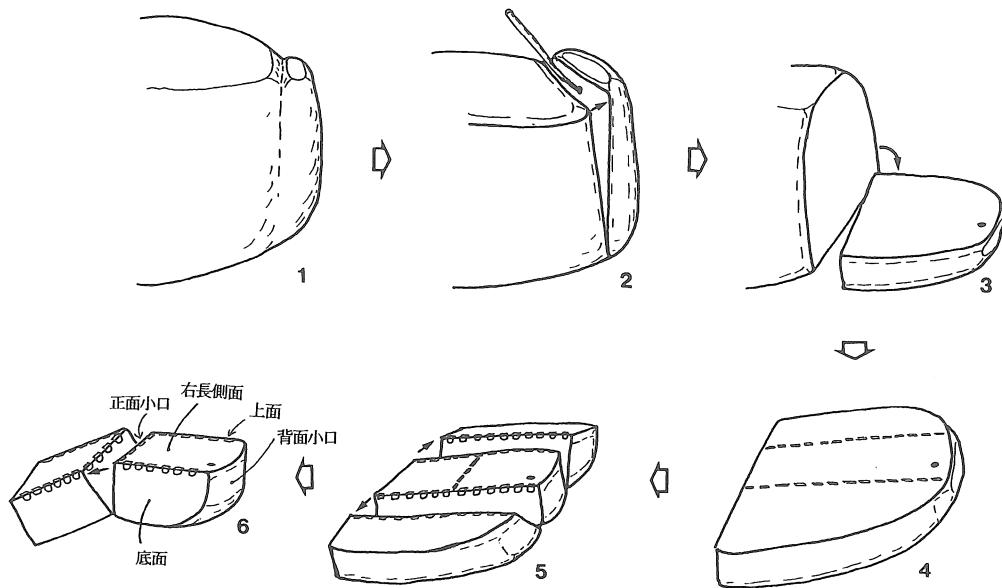
第5図 大石 (No. 15) 見取図

面小口側の辺に6個、上面側の辺に17個並び、さらに埋もれていて個数は不明であるが底面側の辺にもこの面から穿たれた矢穴が並ぶ。背面小口側の辺は原石のゆるやかなカーブを描く。この辺の原石面は花崗岩特有の玉葱状の風化が進み、背面小口側からこの面にまわる厚さ7cmの風化層がある。この風化層の存在によって、この面が石材として切り出す前から石の目にあたり、大きくヒビ割れていたことが考えられる。そのことを証するかのように、この風化層の内側の、底面に近い部分に長さ9.5cm、幅4.5cmの楕円形で、深さ3.0cmの金テコでこじられたような穴がある。この面の観察から、岩盤からこの石材を切り出す工程が次のように読み取れる。

①切り出す岩盤の上面の土や風化層を取り除いてきれいにし、石の割れ目を捜す。（この石の場合は適当な厚さの位置に偶然割れ目があったが、他の石の観察では、大きい矢穴を彫って割れ目をつくるようである。）

②鉄テコを割れ目にねじ込んで、隙間をこじ開ける。

③さらに隙間を広げて倒し、石の裏面を向ける。（この面が右長側面になる）



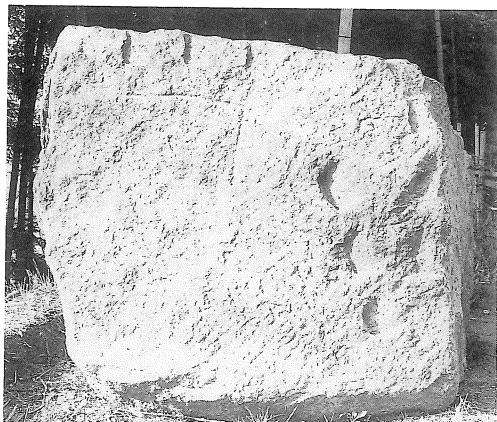
第6図 石材の切り出し工程想定図

- ④石材の小口の幅にノミで矢穴列を彫る。
- ⑤矢穴列に矢を入れて玄能で叩き、細長い角柱状の石材をつくる。また、適當な長さに切るために矢穴列を彫る。
- ⑥この矢穴列に沿って割り、小口をつくる。この小口が正面小口になるために、ノミ等で小口面の凹凸を調整したり、側面をハツって小口面が方形になるように整える。そして、藤堂藩の所管の石であることを示す記号「」^(注7)を刻む。

(2) 小石 (資料番号No.19、築城史研究会資料番号不明)

正面小口はやや菱形に近い不正四方形で、右辺80cm、左辺96cm、上辺 103 cm、下辺93cm ある。正面には、いくつかの平滑にするための調整が加えられている。右辺寄りに左上から右下に並ぶ長さ8~10cm、深さ7~10cmの3個の矢穴がある。この矢穴は右から左に向かって斜めに穿たれ、右の口側が浅く、左の奥側が深くなるように彫られている。これは、側辺の小口面に平行に穿たれた矢穴と違い、小口面の凸部を削り落とすために、小口面から

斜めに穿たれた矢穴である。下半部を中心に右上から左下方向のノミによる調整痕がある。これは、矢穴によって凸部を削り落とした後の調整である。右辺には、右長側面から穿たれた矢穴がほぼ等間隔で4個並ぶ。矢穴の大きさは長さ8~10cm、深さ7~9cmある。上辺にも上面側から穿たれた矢穴が等間隔で5個並ぶ。大きさは長さ7~8cm、深さ7~8cmある。左辺から下辺は、左長側面と底面のほとんどが原石の表面そのままを利用してい



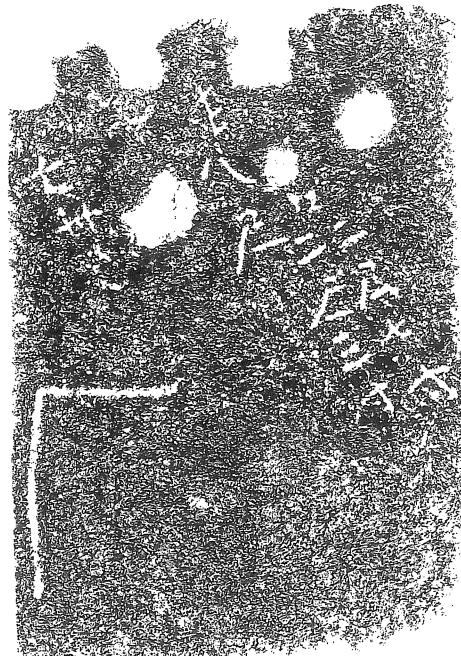
第7図 小石 (No. 19) の正面小口

るため、原石面のカーブを描く。この原石面のカーブに沿って玉葱状の風化層がある。正面左上には大きく横方向の「匁」の記号を刻む。この記号は大石の記号とは曲尺の長辺の位置が逆になっている。左下には、右上から左下方向に「二尺七寸／ロ／二尺三寸／長八尺／七卅」の銘文が刻まれる。日付の部分と思われる「七卅」は「七月卅日」の省略であろう。この銘文とノミの調整痕とが重なっているためには文字はきわめて判読しにくい。この石材では口の下には二行に分ち書きして、小口の縦横の辺長を書く。

この大きさから『残石帳』の345番に該当する石材であることがわかる。刻まれた大きさと実測値とは、いずれも実測値の方が大きい。これはこの石が方形を呈していないため有効部分で測ったためかと考えられる。ここでも注目されるのは、記号と文字の書き方、刻み方の違いである。さらに、大石の方では記号と文字の方向は、たまたまほぼ一致していたがここでは、全く異なっている。このことからも、記号と文字が別の時期に刻まれたことを表していることが考えられる。

上面は長方形を呈し、全長262cm、正面小口側の辺長103cm、背面小口側の辺長約83cmある。この面はほとんどが割り面のままである。この面にも、正面小口でみたと同様の凸部を削り取るための斜めに穿たれた矢穴が背面小口近くに2個並ぶ。右長側面側の辺の正面小口側半分には、右長側面側から穿たれた矢穴がほぼ等間隔で8個並ぶ。その大きさは長さ8.5cm～10cm、深さ7～9cmある。左長側面側の辺から背面小口側の辺にかけて原石面のままの大きいカーブを描く、そのため両辺の境は明確でない。左長側面と背面小口面はほとんどが原石面のままである。

右長側面は、正面小口側の辺長80cm、背面小口側の辺長66cm、上面側の辺長262cm、底面側の辺長242cmの台形状の長方形を呈する。この面のほとんどが割り面のままである。この



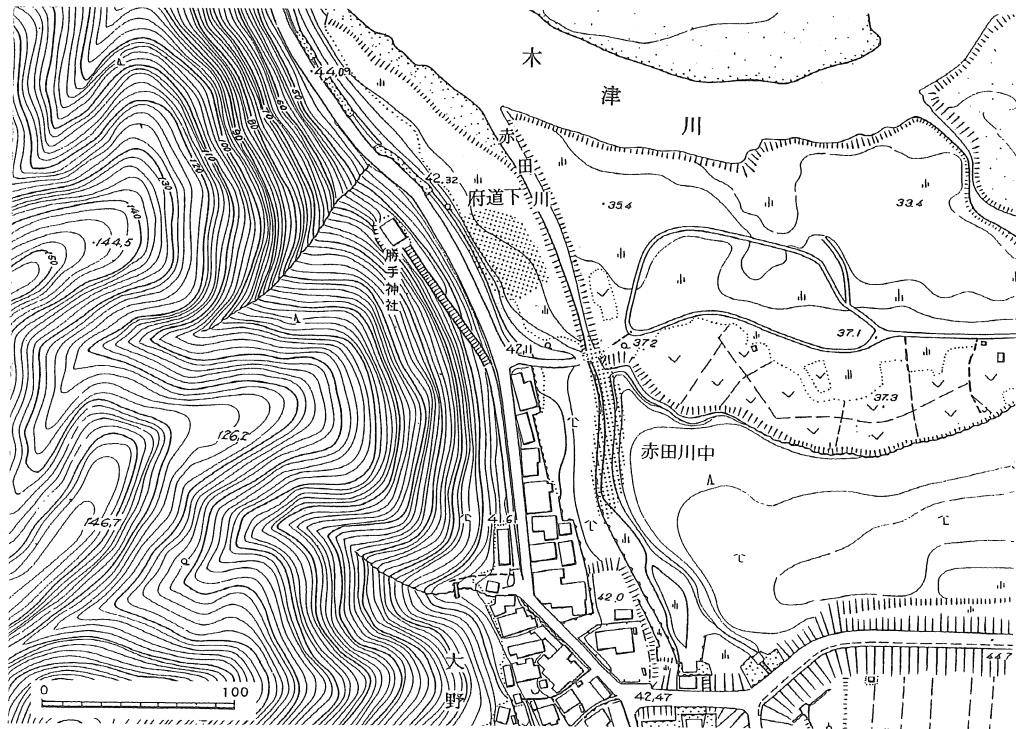
第8図 小石（No. 19）銘文拓影（1／10）

面から穿たれた矢穴が正面小口側の辺に4個、上面側の辺に8個並びに、さらに埋もれていて個数は不明であるが底面側の辺にもこの面から穿たれた矢穴が並ぶ。背面小口側の辺は原石面のゆるやかなカーブを描く。

この石材の切り出し方法は、矢穴の痕跡から、大石と同様な切り出し方法が想定される。ただし、原石面が背面小口面、左長側面と底面の一部と3面に残ることから、第6図の切り出しの工程図でみれば、大石のような中央の部分ではなく端の部分で、その原石面の一部を割って角柱状に整えようとしたものと考えられる。

3. 木津川河川敷の残石

前述のように、木津川の河川敷に残石が現存するのは、大野浜と開キ浜の2ヶ所である。この木津川河川敷などにある石材については、当館にあるものと異なり、砂中に埋もれたり水中にあったり、茨などに覆われていたりして、底面以外の5面全面を観察することがで



第9図 大野浜（宮ノ下浜）残石所在地（加茂町都市計画図）

きないものが多い。そのため、ここでは分布の概要、当館にあるものとの違いなどの概要と銘文や大きさを報告するにとどめることとした。

(1) 大野浜の残石

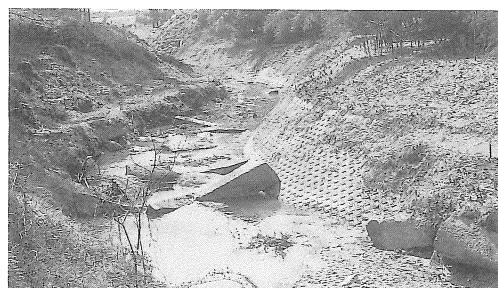
大野浜は相楽郡加茂町大野小字山際の赤田川合流点に位置する。この大野浜が『残石帳』にいう「宮の下浜」であることは、現在も多数ある残石の数からも、浜のすぐ上に勝手神

社があることからも確実である。

1975年に赤田川の護岸工事でみつかった残石は、「61個」とも、「64個」とも、さらには「70個」、「80余個」ともいわれ、確実な数は確かでない。工事中は一時一ヵ所にまとめて置かれていたらしいが、現在では北側の土手下（府道下）に置かれたものと、南の赤田川中に護岸や土砂の流失防止のために置かれている。北側の府道下のものは、現在17個



第10図 大野浜府道下の残石

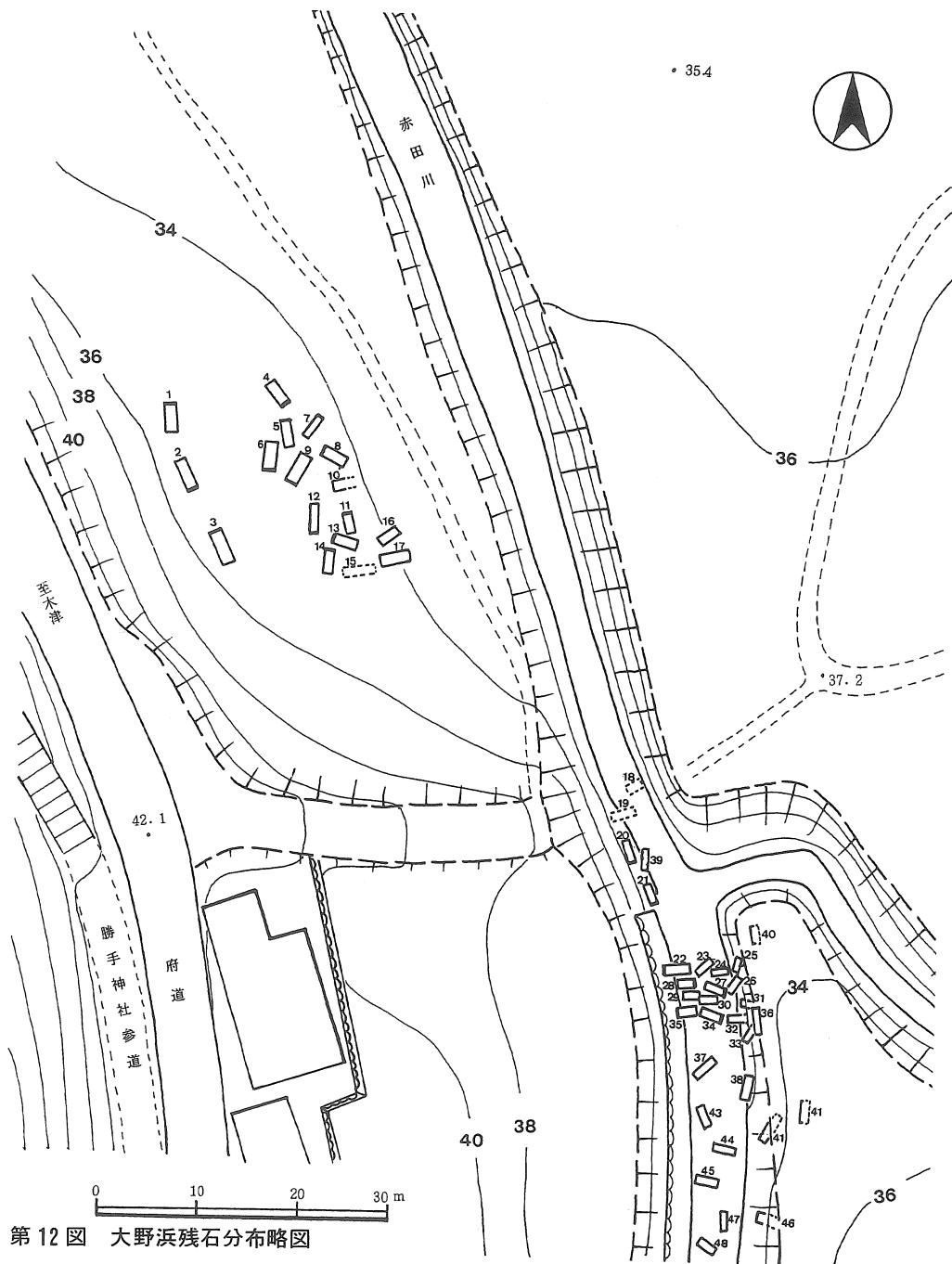


第11図 大野浜赤田川中の残石

が確認される。南側の赤田川中のものは、31個を数えた。さらに、1978年に加茂町里の常念寺に移設された1個を合わせて、現在49個が確認される。その分布状況は、第9図、第12図で示したとおりである。これらの石材に

北から番号を打ち、実測した大きさと、判読できた銘文による長さ、口の大きさ、記号、日付を示したのが付表1である。

実測の大きさのうち、高さと幅はできるだけ正面小口の大きさを測るよう努めたが、石





第 13 図 残石銘文拓影 (1 / 16)

表1 大野浜大坂城残石計測表

石番号	実測大きさ(cm)			銘文大きさ等(尺)			備考	石番号	実測大きさ(cm)			銘文大きさ等(尺)			備考	
	長さ	高さ	幅	記号	長(尺)	口(尺)			長さ	高さ	幅	記号	長(尺)	口(尺)		
No.1	268	85	110	三	8.9?	3.1×3.5	口廿一		No.26	240	110	100				
No.2	275	85	133	三	8.5	3.1×3.5	四口	372番	No.27	不明	130	90		9.0	2.6×4.3	六十 129番
No.3	285	117	125	七	9.2	3.7×3.9	五口		No.28	-	-	-				
No.4	272	72	150						No.29	-	-	-				
No.5	230	100	116						No.30	-	-	-				
No.6	280	110	130	三	8.5	3.9×3.8	六廿分	356番	No.31	185	不明	67				
No.7	278	84	102						No.32	-	-	-				
No.8	不明	108	100						No.33	-	-	-				
No.9	275	(100)	144	一	8.7	3.3×3.3	四廿分	357番	No.34	240	102	100	一丁	9.5	3.1×3.1	不明 137番
No.10	不明	85	90						No.35	300	82	77		8.6?	2.8×2.2	七卅
No.11	295	(95)	100						No.36	255	150	不明	一			
No.12	298	105	135	三	9.4	3×4.3	五廿口	107番	No.37	295	-	150				
No.13	280	95	95	三	10.0	3.2×3.2	四廿分	12番	No.38	238	80	93				
No.14	233	120	118	七	7.5	3.4×3.5	五十	493番	No.39	223	124	106		7.5	3.4×□	
No.15	341	133	168	七	10.5	4.8×□	八廿	資料館大石 20番	No.40	(200)	-	-				
No.16	286	95	120						No.41	227	-	-				
No.17	270	不明	130						No.42	-	86	75				
No.18	227	110	145	一+	7.9?	4.6?×3.2	不明	加茂町	No.43	295	(43)	127				
No.19	262	96	97	一	8.0	2.7×2.3	七卅	資料館小石 345番	No.44	288	102	121				
No.20	272	-	-						No.45	267	(79)	102				
No.21	295	84	123	一	9.2	3.8×3	六廿分	111	No.46	-	115	116				
No.22	295	115	133	三+	9.9	4.6×3.6	六卅	114番	No.47	232	-	-				
No.23	-	-	-					134番	No.48	253	-	132				
No.24	270	90	90						No.49	274	113	112	一	9.0	3.3×3.5	七十分 常念寺在 160番
No.25	170	122	95													

材の置かれている状況により、必ずしも正面小口が測れなかったものは、側面で代用したものもある。No.15、No.19は資料館に運んだもので、それぞれ大石、小石と呼んだものである。No.18は加茂町役場に、No.49は常念寺にそれぞれ運ばれたものである。

これらの石材の内、最大の長さのものはNo.15の資料館に運んだ 341 cm のもので、最小のものはNo.25の 170 cm のものである。ほとんど

の石が長さ 220 ~ 270 cm (約 7 尺から 9 尺) 中にある。小口の大きさは最大のものはやはり No.15 の 143 × 168 cm で、最小のものは No.35 の 82 × 77 cm である。小口の大きさではほとんどの石が 80 ~ 120 cm (約 3 尺から 4 尺) の中にに入る。この実測値と銘文に書かれた大きさとを比較すると、実測値の方がいざれも大きくなる傾向がある。もっとも、実測値の方はどうしても最大値を測ることが多く、石材

として測った場合には石垣として有効な部分を測る傾向があるなど、測り方の差かもしれない。

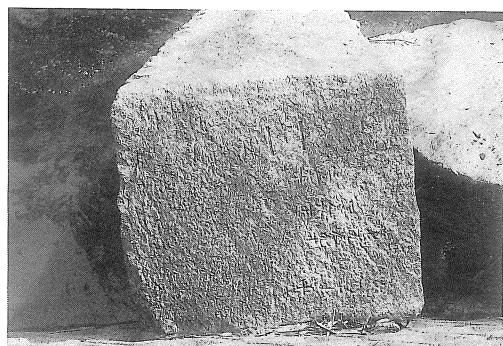
石材の切り出し、加工の方法として特徴的なのは、資料館に運んだ石材もそうであったが、現在河川敷に残る石材にも原石面を残すものが多いことである。これは、原石面のない方形の石材が、先に大阪に運ばれたために、残った石材が原石面のあるものが多くなったとも考えられるが、それよりも石切り場の石材が巨大な岩盤から次々と方形の石材を切り出せるところではなく、地表面にある比較的小さな岩盤から切り出したためと考えられる。石材を割る矢穴の大きさは、資料館に運んだ石材でみたものとほぼ同じ大きさの、長さ深さとも10cm前後のものがほとんどである。ただし、No.17、No.18の両石材には大きな矢穴が穿たれている。すなわちNo.17には、小口面に上面から穿たれた長さ23cm、深さ25cmの矢穴の列がある。加茂町役場に運ばれたNo.18には、右長側面に小口に平行する使用されなかつた（失敗した？）大きな矢穴列が2条残っている。その矢穴のひとつは、長さ23cm、幅14cm、深さ35cmある。この大きな矢穴列のある面は、王葱状の風化面の近いことがわかるので、この矢穴が岩盤から石材を割り取るものと考えられる。

正面小口に刻まれた記号は、「フ」が10個、「三」が6個、「フ」と「丁」を組み合わせたものが1個ある。これらの記号はいずれも、前述のとおり藤堂藩の所管を示すマークである。この記号は大きさや日付を刻んだ文字と方向が一致するものとしないものとがある。これらの記号と併用して刻まれている記号に「+」とあるもの（No.18、No.22）、「し」とあるもの（No.21、No.49）などがある。

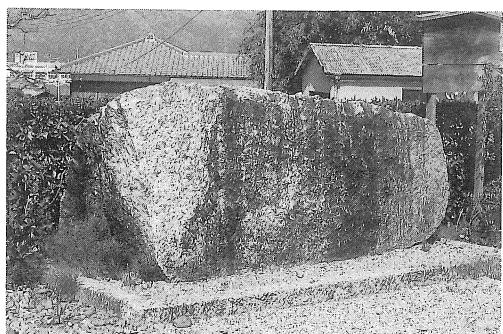
正面小口に刻まれた石の寸法は、長さが先に書かれ、一段低く「口」と刻まれその下に2行に分けて小口の大きさが書かれるのがほとんどであった。資料館の小石（No.19）のよ



第14図 加茂町役場の残石（No.18）



第15図 赤田川中の残石（No.22）



第16図 常念寺の残石（No.49）

うに、小口の大きさが先に書かれているのは例外である。この大きさを表す字が明瞭に読みとれるものは、ほとんどが『残石帳』に書かれた数値と合致する。付表1には『残石帳』に書かれた石材と数値が合致するものの番号を備考欄に付記した。資料館の大石（No.15）のように長さと小口の一辺の大きさだけで、『残石帳』の石材のどれと特定できるものと、No.21石材のように3辺の大きさが判明しても『残石帳』に同じ大きさの石が複数（111番、

114番)記載されていて特定できないものとある。また、No.1、No.18、No.35の石材は一辺の一部の字が不明瞭であるために特定できない。いずれにしてもこのように現物の石材と『残石帳』に書かれたものがよく一致することは、これらの石材が『残石帳』に書かれた石材であることを証明するものであろう。

石の寸法に並んで書かれる日付は、ほとんどが「月日」が省略されている。資料館の大石(No.15)のように「月日」が書かれているものがあることから、これが日付であることは確実である。書かれる位置は、寸法の前に書かれるものと、寸法の後に書かれるものと両方がある。どちらの場合も寸法の記載とは接近して書かれ、行の並びも字の大きさも揃っていることから、寸法と同時に書かれたことは明瞭である。月の数字は、確認できたものでは「四」、「五」、「六」、「七」、「八」の5種類である。4月から8月までに書いた(寸法を測った)ことを示すものであろうか。日の数字は、既に指摘されたように「十」、「廿」、「卅」などの十日区切りの日付がほとんどである。^(註12)その下に片仮名の「ト」の字のような「分」と読めるもの(No.6、No.9、No.13、No.21)がある。

(2) 開キ浜の残石

開キ浜は、相楽郡山城町平尾小字開キの木津川右岸の鳴子川合流点に位置する。この開キ浜が『残石帳』に「十ツほうその(祝園)ニあり」とあるものであろう。なぜ、木津川の右岸にあるのに左岸の地名「祝園」であらわしたかは明らかではない。相楽郡の条里の坪付けでは、この付近は左岸も右岸も同一の坪で「祝園」と呼んでいたので、あるいはこの当時まで両岸に祝園の地名が残っていたのかもしれない。この開キ浜には現在9個の残石が確認される。大野浜の場合と同様に北から番号を付けて計測した結果が付表2のとおりである。数も少なく、銘文も読めるものが少ないため全体の傾向をつかむことは難しい

が、石材の大きさ、切り出し方や、銘文の刻み方などは基本的に大野浜のものと同様である。

石材の大きさは、長さが210~290cm、小口の大きさが80~120cmのものが一般的である。例外的にNo.3石材のように小口の幅が普通の石の倍の200cmもあるものもある。石材の質は、同じ花崗岩であるが、大野浜のものより結晶の粒がやや大きいようであり、切り出し場所の違いを示しているようである。

刻まれた記号は「フ」、「三」の2種類があり、「+」の記号が加えられたものがあるなども大野浜のものとの共通性を示している。銘文の文字も寸法と日付を示しており、No.107石材は『残石帳』の273番の石材の値に、No.109石材は274番に合致する。『残石帳』が石材の大きさ毎にアットランダムに並べ替えてあるにもかかわらず、隣あう番号になることは『残石帳』の原簿ともいべきものにもこの2個の石材が書き並べてあったことが想定される。このことからも、現在残る石材の



第17図 開キ浜の大坂城残石



第18図 開キ浜の残石(No.107)の採拓

個数が『残石帳』の「十ツ」とある数字に近いこととともに、これらの石材が『残石帳』に書かれたものとの蓋然性が高いことを示している。唯一の日付が読めるNo.107 石材では「五廿分」と書かれており、これも大野浜のものと共通する。

4. 『残石帳』と木津川の残石

すでに何度も引用した『残石帳』は、残石のある大野浜に程近い、加茂町法華寺野の藤堂藩の無足人の家柄である小嶋家に所蔵される文書である。小嶋家に残る『残石帳』が後に述べる内容などから考えて元和9年当時に作成されたものの写しであることは間違いない。

『残石帳』は縦 24.6 cm、横 16.6 cm、袋綴じで56枚の冊子である。表紙に「賀茂残り石之帳、元和九年、拾月七日」とあり、最初のページから

「一長壱丈 口三尺式寸

三尺四寸

一長壱丈壱尺四寸 口三尺四寸

四尺式寸」

などと、一つずつの石材の法量が、ちょうど

表2 開キ浜の大城城残石計測表

石番号	実測大きさ [cm]			銘文大きさ等 [cm]			備考
	長さ	高さ	幅	記号	長[cm]	口[cm]	
No.101	265	83	91	「			
No.102	-	-	120				
No.103	290	110	200			3.5×6.3?	
No.104	280	-	-				
No.105	290	125	112				
No.106	270	-	110				
No.107	220	115	105	三+	8.0	3.8×3.8	五廿分 273番
No.108	210	-	110				
No.109	250	116	95		8.0	3.0×3.4	274番

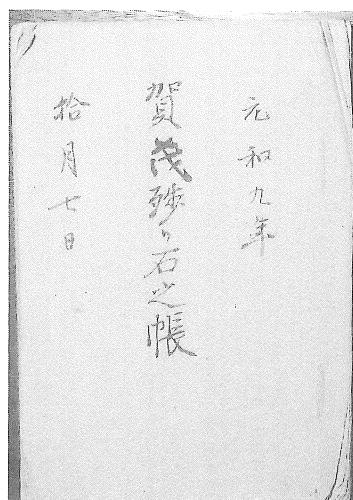
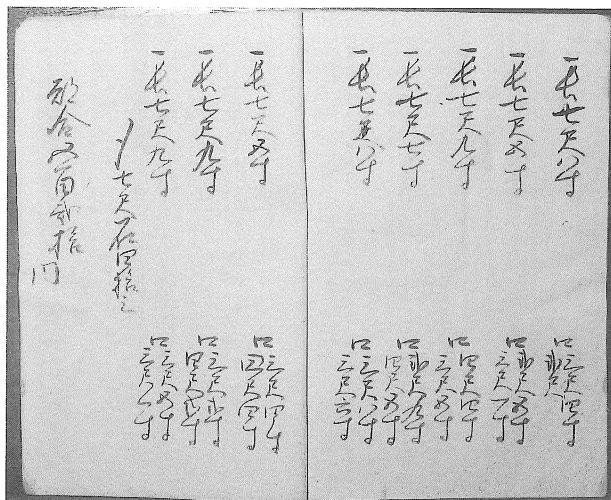
現地の石材に書かれているのと同じ体裁で、1ページに5個ずつてて克明に記録される。これらの石材は1丈以上、9尺以上、8尺以上、7尺以上など石材の大きさ毎に4種類に分類されて記録され、各種類の終わる毎に

「メ六拾九 壱丈石

メ九尺石 式百

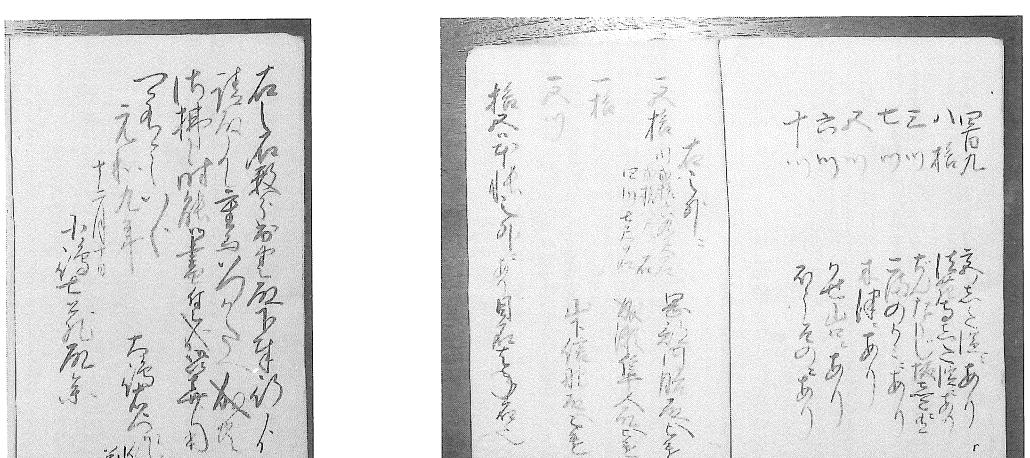
メ八尺石 式百八

メ七尺石 四拾三」



第19図 『残石帳』の表紙と石の書きあげ部分

石番号	長さ(尺)	小口1(尺)	小口2(尺)	小口面積(平方尺)	体積(立方尺)	重さ(ton)	石番号	長さ(尺)	小口1(尺)	小口2(尺)	小口面積(平方尺)	体積(立方尺)	重さ(ton)
409	8.3	4.0	3.2	12.80	106,240	7.68	465	8.0	3.7	3.1	11.47	91,760	6.64
410	8.0	2.7	3.6	9.72	77,760	5.62	466	8.7	2.8	2.8	7.84	68,208	4.93
411	8.6	4.6	3.9	17.94	154,284	11.16	467	8.7	2.9	4.0	11.60	100,920	7.30
412	8.8	3.4	2.9	9.86	86,768	6.28	468	8.2	4.3	3.2	13.76	112,832	8.16
413	8.0	3.4	3.2	10.88	87,040	6.30	469	8.8	4.0	2.4	9.60	84,480	6.11
414	8.0	3.7	4.6	17.02	136,160	9.85	470	8.7	3.8	3.8	14.44	125,628	9.09
415	8.5	4.3	4.1	17.63	149,855	10.84	471	8.4	3.2	3.5	11.20	94,080	6.80
416	8.5	4.3	3.2	13.76	116,960	8.46	472	8.8	4.0	3.8	15.20	133,760	9.67
417	8.8	3.1	3.5	10.85	95,480	6.91	473	8.2	5.0	2.8	14.00	114,800	8.30
418	8.3	4.0	3.9	15.60	129,480	9.36	474	8.0	4.0	3.0	12.00	96,000	6.94
419	8.8	3.8	4.1	15.58	137,104	9.92	475	8.4	3.8	3.0	11.40	95,760	6.93
420	8.6	3.2	3.4	10.88	93,568	6.77	476	8.2	3.2	4.3	13.76	112,832	8.16
421	8.3	3.0	2.5	7.50	62,250	4.50	477	8.0	2.0	4.7	9.40	75,200	5.44
422	8.5	4.5	2.6	11.70	99,450	7.19	478	7.7	3.7	3.5	12.95	99,715	7.21
423	8.4	4.2	3.2	13.44	112,896	8.17	479	7.5	4.0	3.0	12.00	90,000	6.51
424	8.4	3.3	4.6	15.18	127,512	9.22	480	7.5	3.2	3.5	11.20	84,000	6.08
425	8.8	2.4	3.8	9.12	80,256	5.80	481	7.5	2.5	2.5	6.25	46,875	3.39
426	8.0	3.5	3.5	12.25	98,000	7.09	482	7.8	3.1	3.7	11.47	89,466	6.47
427	8.4	3.3	4.0	13.20	110,880	8.02	483	7.8	3.6	3.2	11.52	89,856	6.50
428	8.0	3.6	4.2	15.12	120,960	8.75	484	7.8	3.0	4.0	12.00	93,600	6.77
429	8.2	3.9	3.0	11.70	95,940	6.94	485	7.6	2.5	3.5	8.75	66,500	4.81
430	8.0	2.9	3.9	11.31	90,480	6.54	486	7.5	3.2	2.5	8.00	60,000	4.34
431	8.0	3.2	4.0	12.80	102,400	7.41	487	7.7	3.0	3.5	10.50	80,850	5.85
432	8.5	3.5	2.5	8.75	74,375	5.38	488	7.6	3.0	3.0	9.00	68,400	4.95
433	8.0	2.5	3.0	7.50	60,000	4.34	489	7.7	3.6	3.2	11.52	88,704	6.42
434	8.5	3.0	2.5	7.50	63,750	4.61	490	7.5	3.2	3.2	10.24	76,800	5.55
435	8.0	5.0	2.9	14.50	116,000	8.39	491	7.5	3.7	3.3	12.21	91,575	6.62
436	8.0	2.0	2.5	5.00	40,000	2.89	492	7.2	3.8	3.0	11.40	82,080	5.94
437	8.5	2.9	4.0	11.60	98,600	7.13	493	7.5	3.4	3.5	11.90	89,250	6.46
438	8.7	3.8	4.0	15.20	132,240	9.56	494	7.5	3.9	3.2	12.48	93,600	6.77
439	8.2	4.0	3.2	12.80	104,960	7.59	495	7.9	3.2	4.2	13.44	106,176	7.68
440	8.3	4.0	3.3	13.20	109,560	7.92	496	7.5	3.4	3.0	10.20	76,500	5.53
441	8.2	3.4	3.8	12.92	105,944	7.66	497	7.5	3.5	4.7	16.45	123,375	8.92
442	8.4	3.7	3.5	12.95	108,780	7.87	498	7.8	3.2	3.2	10.24	79,872	5.78
443	8.0	2.1	2.8	5.88	47,040	3.40	499	7.6	3.6	3.7	13.32	101,232	7.32
444	8.5	2.5	2.0	5.00	42,500	3.07	500	7.6	3.2	3.0	9.60	72,960	5.28
445	8.1	3.5	4.1	14.35	116,235	8.41	501	7.7	3.8	3.7	14.06	108,262	7.83
446	8.8	4.0	4.0	16.00	140,800	10.18	502	7.5	3.0	2.5	7.50	56,250	4.07
447	8.0	4.5	3.8	17.10	136,800	9.89	503	7.5	3.0	3.0	9.00	67,500	4.88
448	8.0	3.6	3.8	13.68	109,440	7.92	504	7.8	2.5	3.6	9.00	70,200	5.08
449	8.8	3.4	3.5	11.90	104,720	7.57	505	7.6	3.7	3.7	13.69	104,044	7.53
450	8.8	3.6	4.6	16.56	145,728	10.54	506	7.6	3.5	2.8	9.80	74,480	5.39
451	8.0	3.6	3.3	11.88	95,040	6.87	507	7.6	3.6	4.3	15.48	117,648	8.51
452	8.0	2.5	3.8	9.50	76,000	5.50	508	7.8	3.6	3.0	10.80	84,240	6.09
453	8.8	3.4	3.7	12.58	110,704	8.01	509	7.7	4.0	3.1	12.40	95,480	6.91
454	8.0	3.1	3.3	10.23	81,840	5.92	510	7.5	3.8	3.0	11.40	85,500	6.18
455	8.5	3.4	3.0	10.20	86,700	6.27	511	7.5	3.0	3.0	9.00	67,500	4.88
456	8.0	3.0	3.7	11.10	88,800	6.42	512	7.5	2.7	2.9	7.83	58,725	4.25
457	8.3	3.1	3.1	9.61	79,763	5.77	513	7.8	3.4	2.0	6.80	53,040	3.84
458	8.3	3.5	3.8	13.30	110,390	7.98	514	7.5	2.5	3.1	7.75	58,125	4.20
459	8.0	3.0	2.7	8.10	64,800	4.69	515	7.9	4.4	3.5	15.40	121,660	8.80
460	8.0	4.0	3.8	15.20	121,600	8.79	516	7.7	2.9	4.5	13.05	100,485	7.27
461	8.0	3.8	3.6	13.68	109,440	7.92	517	7.8	3.8	3.6	13.68	106,704	7.72
462	8.0	3.6	3.5	12.60	100,800	7.29	518	7.5	3.4	4.4	14.96	112,200	8.12
463	8.1	3.5	3.7	12.95	104,895	7.59	519	7.9	3.2	4.2	13.44	106,176	7.68
464	8.4	2.8	3.2	8.96	75,264	5.44	520	7.9	3.5	3.1	10.85	85,715	6.20



第20図「残石帳」の巻末部分

などと、石材の大きさ毎に小計が計算されている。そして、

「都合五百式拾 内

四百九	宮ノした浜ニあり
八拾	法花寺した浜ニあり
三ツ	ぢんたうじ坂したニ有
七ツ	こまのかミニあり
五ツ	木津ニあり
六ツ	かせ山口ニあり
十ツ	ほうそのニあり

と、総計の後に地点別の内訳が書き上げられている。さらに最後に、

「右之外ニ

一五拾 内式拾六 九尺石

式拾 八尺石

四ツ 七尺石 岡部内膳殿へ被遣

一拾 成瀬隼人殿へ被遣

一五ツ 山下信野殿へ被遣

拾五ハ本帳之外ニあり目石ハはね石也
右之石数分出雲殿下奉行より

請取候にて、重而いつかたへ成共

御仮候時能御書付被成御算用

可有之以上

元和九年十二月十日

大嶋右衛門作判

小嶋七蔵殿參

とあった。この『残石帳』の520個の石材に番号を打って一覧表にしたのが付表3である。この表には、口の大きさによって小口面積(平方尺)を計算したものと、そして小口面積と長さを乗じて体積(立方尺)を計算したもの、さらにこの体積から 2.6 g/cm^3 として重さ(トン)を計算したものをつけた。また、小口面積と長さによる石材の法量の分布をグラフにしたものが第21図である。このグラフには、木津川河川敷に現存する石材と一致する石材の番号を△印を付けて示した。

この『残石帳』に記録された石材で、最も長いものは52番の石材の11尺6寸で、最も短いものは492番の7尺2寸である。大多数は

8尺から10尺のもので、95パーセントを占める。小口面積の最も大きいのは240番の石材の6.0尺×5.9尺で、最も小さいのは436番、444番の2.0尺×2.5尺である。大多数は8平方尺から20平方尺までのものである。体積で最も大きいものは240番の318.6立方尺、最も小さいものは436番の40.0立方尺である。大多数は70立方尺から170立方尺までのものである。

第21図のグラフにみるとおり木津川に現存する石材は、『残石帳』に記録された石材の法量分布の範囲内にあり、しかも全体の法量分布の傾向を反映している。これは、先に推定したとおり、大阪に運ばれた石材が選択して運ばれたのではなく、石材の法量や形に関係なく順次積み出されたことを物語っているのであろう。なお、資料館に運んだ石材の大石(No.15)は例外的に大きいものであり、小石(No.19)の方は例外的に小さいものであったことも判明する。

さて、『残石帳』に記録された大小さまざまな石材には、何か大きさの基準というものがあり、区別されるものがあったのであろうか。元和6年2月25日に藤堂高虎が加茂の石切り場の現地に指図した文書には、

「急度申遣候、其元石切之儀、なる程大ニきらせ可申候、中石・小石ハ多候、角右ハ不入候」

とあって、「中石」、「小石」、「角石」の3種類の区別があったようである。また、寛永19(1642)年に大阪の役人が点検した藤堂藩の「余石」には、「大石」、「角石」、「平石」、「栗石」などの種類があった。^(注14)

第21図の法量分布グラフでみると、長さが9尺以上と9尺未満では一つの区切りがあったようである。それは、長さ9尺未満の石材には小口面積が16平方尺以上のものがほとんどないことからいえる。そして、長さ9尺以上の石材は小口面積が16平方尺または、体積が150立方尺を境に区別があったようにみえ

る。あるいは、長さ9尺未満を「小石」、長さ9尺以上で小口面積16平方尺未満を「中石」、長さ9尺以上で小口面積16平方尺以上を「大石」または「角石」と区別したかとも考えられる。

5. 大坂城再築と残石

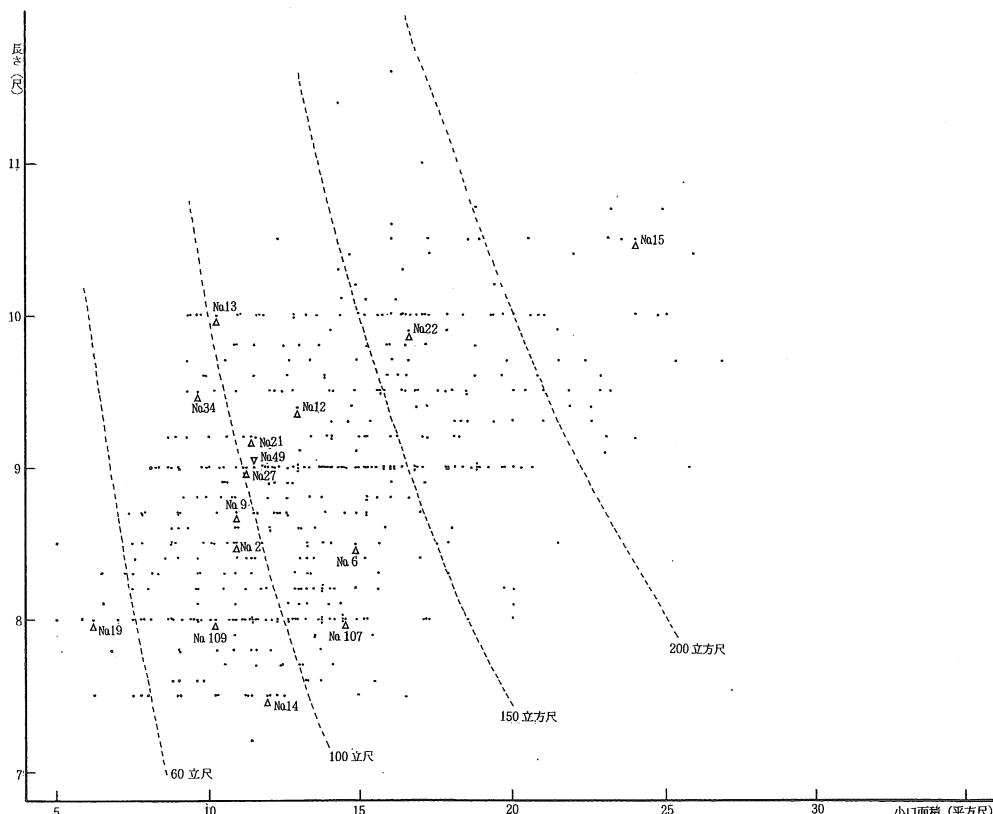
これまで、木津川河川敷にある石材が大坂城の残石であるとの前提にたって述べてきた。それでは、これらの石材が大坂城の再築にどのように使われたあの残石であったのかをみてみよう。

元和元（1615）年5月7日に大阪夏の陣で焼失した大坂城を再築するために、元和6（1620）年正月18日、将軍徳川秀忠は、大坂城再築を西北国諸大名に命じた。^(注16)ここに、3期10年にわたる大坂城再築の大事業が始まっ

た。その普請の方法は各大名に競って築かせるという「割り普請」によった。將軍秀忠は、築城の名手と言われた藤堂高虎に城の縛張り（設計）を行わせ、あわせて普請総指図役にしたと伝えられている。^(注17)

大坂城の第1期の石垣工事は、元和6年から9年において、二の丸の西、北、東と北の外郭（三の丸）の総延長3568間を31ヶ国48家が分担した。藤堂高虎は北の外郭55間+29間と京橋口西側の外堀内外各25間を担当した。各大名がその分担の石垣を築くのに6ヶ月から2年余の歳月を要したというのに、藤堂高虎の分担した所は僅か数ヵ月後の元和6年6月21日頃に完成したといふ。

第2期の石垣工事は寛永元（1624）年から3年において、本丸と山里丸の周囲の内堀延長1753間を32ヶ国58家が分担した。藤堂高虎



第21図 「残石帳」の石の法量分布図（△は木津川現存の残石と合致するもの）

は内堀南側の内側29間余外側50間を担当した。

第3期の石垣工事は寛永5・6年に、二の丸南面と桟形の築き直しが行われ、延長1348間を32ヶ国58家が分担した。藤堂高虎は南面外堀中央付近で、内側20間余、外側19間余を担当した。

さて、木津川河川敷の残石は以上の3期の工事の内どの工事のときの残石であろうか。常識的には「残石」であるから、最後の工事が終わった後に余ったものとすべきであろうが、事はそう簡単ではない。元和6年の第1期工事には、藤堂高虎は加茂の石切り場や大坂城の築城現場で、みずから陣頭指揮にあたったことが記録されている。すなわち、^(註19)藤堂高虎伝元和6年正月条に、

「公次山城加茂相楽郡淨念寺、前後九十
余日、伐巨石数千、供城壁之用、屢泛
舟如大阪、点檢土木、言行錄曰當時、
西藩之諸候極力助之、我藩所課造、京
口門内高塁、世所謂加茂啼石者、至此
伐碎」

とあって、加茂から切り出された石材が第1期工事に藤堂藩が分担した西側外堀の京橋口付近に使用されたことは確実である。

ところが、木津川河川敷にある残石のように寸法や日付の刻まれた石は、この藤堂藩が第1期に分担した部分や、^(註20)第3期に分担した南外堀には使用されていない。先述のように築城史研究会では、この残石が「藤堂家が寛永元年（1624）に構築した石垣に使用されている石材と完全に一致する」とことから、第2期工事に使用された石材の残石である可能性を指摘している。^(註21)

しかし、すでにみてきたように『残石帳』の存在とそれに書かれた石材と木津川に現存する残石とが一致することから、木津川の残石は元和6年に切り出され、第1期工事の終了した元和9年に、次の普請に備えて残石の調査が行われ、記録されたものと考えるべきものである。そして、元和6年に切り出され

たときに、藤堂藩の所属であることを示す記号が刻まれ、元和9年に調査が行われたときに、寸法や日付が刻まれたものであろう。このとき、調査は4～8月に行われ、10月7日付で報告され、さらに12月10日付で藤堂藩から地元の無足人あてにその支配がまかされたのである。『残石帳』の最後にある、藤堂藩の役人であった大嶋右衛門から小嶋家の先祖の七藏あての文書がそれを示している。

このように、木津川の残石が元和九年に調査されたものであるとすると、問題は藤堂藩が第2期、第3期の工事を分担するにあたって、それらの石材をどこで調達したかということである。木津川にあった520個の石材すべてを運んだとしても、第2期工事の分担分の石垣79間分に要する石材の3分の1ほどにしかならない勘定になるからである。しかも、藤堂藩は藤堂高虎伝や『残石帳』にみるとく、他藩の普請に盛んに助力を行い、石材の融通を行っている。さらに、寛文元（1661）年9月には、大坂城の役人が大坂城修復のため、加茂の余石80個を求めたため、藤堂藩はそれを融通している。^(註22) その大きさは、面2尺7寸から3尺、長さ8尺から9尺とあるから、まさしくこの木津川の寸法の刻まれた石材を融通したものであろう。このように藤堂藩は、普請の分担が他藩に比べて格段に多いにも拘らず、石材の調達には常に余裕をもっていたことがわかる。

これらのことから考えて、城普請の大好きな藤堂高虎は大坂城再築の設計段階から参画し、自藩の分担がどれくらいで、それにはいくらの石材が必要かあらかじめ計算できていたにちがいない。したがって、他藩に先駆けて石の切り出しをはじめ、他藩が石の切り出しを始めたときには、すでに石材を大阪まで運び石垣を積みはじめていたという状況であったにちがいない。それは、藤堂藩の工事の進捗状況から判断される。そして、3期にわたる工事に必要な石材のほとんどは、第1期

工事の元和 6 年にはほとんど調達が終わり、大阪まで運ばれていたようである。このことは、寛永 19（1642）年夏に至ってもなお「大坂守邸」に藤堂藩の「余石」があったことからも想定される。^(注23)

ところで、残石を調べた帳の存在することは、藤堂藩の山城加茂組の無足人の家柄である中家関係の文書に散見することすでに知られていた。すなわち、梶田家文書の「寛政十年（1798）中家由緒書」^(注24)の中に、

「大坂御城御普請之節、御用石御下シ被遊候奉仕被仰付、則御直之御書被下候、元和九年御用残石支配被仰付候、御引渡之帳面御座候」

とあることや、さらに西家文書の「中家系図」^(注25)に、

「元和元年在浪華之戦役屢励武勇追崩敵勢潰砲合鎧相勵之儀甚以大而後帰加茂旧宅住居、同九年御城残石支配被仰付則十月七日之寸尺書之帳面被下置都合残石五百弐拾但同郷大野邑及法花野邑并木津川筋在之」

とあるからである。ところが、同じ梶田家文書の「寛政十年小島家由緒書」の中には残石支配のことは見あたらないにもかかわらず、現物の『残石帳』（写）は小嶋家にあり、小嶋家にも藤堂藩から残石支配が命じられていることが書かれている。

のことについては、元和 9（1623）年段階には残石の支配は、大野の残石は中家に、法華寺野の残石は小嶋家という具合に、それぞれの在所の無足人に命じられていたことが考えられる。そして、寛永元（1624）年に始まった大坂城再築の第 2 期工事には、わずかであるが木津川の残石も運ばれた。そのとき、運ばれたのが法華寺野などからであったため、小嶋家の「由緒書」などには残石支配のことが書かれず、当時現実に支配を行っていた大野の中家の「由緒書」にのみ残石支配のことが書かれるようになったと考えられる。

6. まとめ

藤堂藩が大坂城再築のために木津川河川敷に備蓄していた残石の現状を報告し、それを記録したと考えられる『残石帳』を分析してみた。これによって、木津川河川敷にある残石が、徳川氏による元和 6 年の第 1 期の大坂城再築に際して、藤堂藩が切り出したものであり、それが元和 9 年に調べられて記録に残されると同時に現物の石材にも大きさや日付が刻まれたものであることもわかった。『残石帳』の存在により、木津川に現存する残石がそれに書かれたどの石と特定できることもわかった。

このように、歴史的な事実と現在までに残されたモノとが完全に一致することは稀なことであり、この残石の歴史的価値は極めて高いものであることが確認される。そして、その歴史的事実とは徳川氏による大坂城の再築というひとつの時代を画する事であった。この大坂城の再築は、豊臣氏の滅亡により、豪華さを誇った豊臣氏の大坂城を完全に破壊し、徳川氏がその霸権を天下に誇示するために、徳川氏の威信を賭けて築いた近世初頭を飾る歴史的なモニュメントであった。その大坂城再築に主導的な役割を果たしたのが当地方の藩主であった藤堂高虎であった。この石材は、藤堂高虎が加茂の淨念寺（常念寺）に滞在して直接陣頭指揮をして切り出されたものであったという。まさに、日本の歴史の流れと当地方の係わりとを示す歴史的な記念物のひとつともいべき残石であった。

本稿をなすにあたり、次の機関個人の方々から教示と協力を戴いた。芳名を記して感謝したい。建設省近畿地方建設局淀川工事事務所、同木津川出張所、山城ライオンズクラブ、加茂町教育委員会、加茂町史編さん室、常念寺、小嶋直一、小嶋英介、中西芳道、内田九州男、森岡秀人、小川泰史、田中淳一郎の各氏。

- (注1) 山城ライオンズクラブ『山城のくに万葉の縁 石のロマン』(1989.11)
- (注2) 『京都新聞』昭和50年11月27日付け朝刊
- (注3) 『朝日新聞』昭和50年12月7日付け京都版朝刊
- (注4) 築城史研究会『大阪城石垣調査報告書 其一』(1977.11)
- (注5) 東清二「法花寺野の文化財蒐」(『加茂文化』第13号 1985.2)。小嶋家文書は現在は奈良市内に移住された本家の小嶋英介氏宅にある。
- (注6) (注4) 文献P17
- (注7) 木津川河川敷の残石が角材に切り出した後に記号を刻んだことは確実である。ところが、各大名が競って切り出した兵庫県芦屋や瀬戸内の島々では切り出す前の原石にも所属の記号が刻まれている。芦屋市教育委員会『芦屋市埋蔵文化財遺跡分布地図及び地名表』(芦屋市文化財調査報告第12集 1980.3)など
- (注8) (注2) に同じ
- (注9) (注3) に同じ
- (注10) 『加茂文化』第7号 1977.5
- (注11) 『加茂文化』第9号 1979.3
- (注12) (注4) 文献P23
- (注13) 足利健亮「相楽郡条里の復原」(『山城町史 本文編』) 1987.3
- (注14) 朝尾直弘「『元和六年案紙』について」(『京都大学文学部紀要』第16号 1976.3) P49
- (注15) 『宗国史』卷6「本譜太通公」
- (注16) 『徳川実紀』第2編、『台徳院殿御実紀』卷52
- (注17) 以下大阪城再築の経過等については、(注14) および次の本等を参考にした。
- 岡本良一『大阪城』(岩波新書739 1970.1)
渡辺武「大阪城」(『日本城郭大系』12 1981.3)
- 宮上茂隆「大阪城」(『日本人はどのように建造物をつくってきたか』3 1984.3)
- 岡本良一「大阪城」(『国史大辞典』2 1980.7)
- (注18) 『徳川実紀』第2編、『台徳院殿御実紀』卷53
- (注19) 『宗国史』卷5「本譜太祖公」
- (注20) 村川行弘『大阪城と芦屋』(芦屋市文化財調査報告 第2集 1962.5)
- (注21) (注4) 文献P14
- (注22) 『宗国史』卷7「本譜太通公」
- (注23) (注14) に同じ
- (注24) 平山敏治郎「山城加茂組無足人の由緒－梶田家文書による－」(『ビブリア』第74号 1980.4)
- (注25) (注4) 文献P32所収